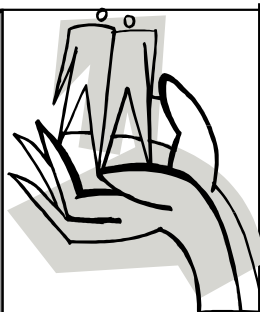


のぞみ

2019年夏季号(7月1日発行) No.22



NPO 法人成年後見のぞみ会

〒178-0064

練馬区南大泉 4-29-35

代表 照山 忠利

電話 080-1700-1050

Email: tteru@ae.auone-net.jp

近時雑感

家の近くの市民農園を借りて家庭菜園をやっています。わずか30㎡の広さですが、欲張ってあれもこれも作付けしたおかげで、今は夏野菜が所狭しと繁茂しています。この時期は収穫をちょっと怠ると作物が育ちすぎてしまうので要注意。特にキュウリは、まだ小さいと残しておくとも2日もしたらもうアウト。お化けキュウリになってしまいます。それでも自前で作った無農薬野菜は、姿かたちは不恰好でも鮮度と味覚はスーパーものとは比べ物になりません。梅雨の晴れ間を見計らってジャガイモを収穫し、家で一服していたらテレビが「成年後見人が悪事で摘発された」というニュースを流していました。なんでも後見人の弁護士が、財産持ちの被後見人が高齢の認知症で判断力がないのにつけこんで、長年にわたり多額の金銭を横領していたというのです。

成年後見人は判断能力の衰えた人の生活と財産を守ることを使命としています。それがこともあろうに、守るべき人の財産を窃取するとは言語道断の所業といわねばなりません。このほかにも成年後見制度はその本来の目的から外れた運用が散見されるなどの問題点が指摘され、制度利用が進まない一因となっているといわれています。そこで国は2017年に成年後見制度利用促進基本計画を決定し、5年間を想定して各地方自治体に努力を促しています。今年はその中間検証の年ですが、どうも計画通りに進んでいるかについては疑問符がつけられているようです。

私たちはこうした状況を改善するため、できる範囲で協力する姿勢を取っています。その一つが「後見人のなり手」の育成です。親族でも専門職でもない一般の市民が後見制度を担う時代が必ず来るはず。その時に備えて、後見人としての素養を身に着けた人をできるだけ多く養成する必要があります。あるいは親族として後見人になろうとする人に知識を習得してもらうことも重要です。そうした狙いをもって今年も昨年に続いて「成年後見セミナー」を8月から9月にかけて開催します。具体的には別掲お知らせをご参照ください。

農作業の種蒔きか苗の植え付けにも似た営みです。やがて花が咲き実のなる日が来ることを信じて、手を休めることなく努力していくつもりです。

(理事長 照山忠利)

市民後見人が新聞で紹介されました

成年後見制度を使いやすく

先日（7月2日）の読売新聞のニュース解説欄に「成年後見」利用伸び悩みという記事が掲載されました。わかりやすく制度運用の現状を報告し、その推進に我々「市民後見人」の活躍が期待されています。

本記事を読まれた方も多いと思いますが、その概要を報告し参考に供したいと思えます。

認知症の高齢者が増える一方で、判断能力が衰えた高齢者らを支える成年後見制度の利用が伸び悩んでいる。国はこれまでの財産管理中心の運用から本人が希望する生活の支援に重きを置く方針へと転換を図るが、現場の自治体の体制整備などが追いついていない。（小沼記者）

記事によると、「母の為に父のお金を使いたくとも、家庭裁判所が認めてくれなかった」という6年前病気で意識不明になった父親の法定後見人になった方の不満について述べ、その後父親が亡くなるまで父親の預金に手を付けられなかった経験から後見制度に失望したと話した。成年後見制度では、こうした財産管理のほか、本人にかわって契約を結んだりする身上監護も併せて行うのが本来であるが、これまで後見人の主体にあった弁護士や司法書士といった専門職後見人は「本人の様子も見ず、財産管理だけで報酬も高額」との不満もある。

最高裁判所は今年1月、親族を後見人とすることが望ましいとの方針を示し専門職の報酬も業務内容などに改めるよう通知した。

こうした現状の下、にわかに「市民後見人」に期待と記事は締めくくった。

身寄りのない高齢者の判断能力が衰えた場合、本人の希望する生活をどう支えるかは、課題の一つだ。そこで注目されるのが、自治体などが研修などを行って育成する「市民後見人」だ。千葉県浦安市の70代の女性は16年、金融機関などから「様子がおかしい」と市に連絡が入ったのをきっかけに成年後見の利用を始めた。認知症が進み、身寄りもなかった。

女性の後見人は、市社会福祉協議会と、市民後見人の宮田和美さん（68）。

宮田さんは週に一回、生活費を届けに女性を訪ねては、1時間以上かけて生活の困りごとや今後の暮らし方について話をした。女性に代わり、配所や介護サービスの契約更新もした。女性は後見を受けながら18年末に亡くなった。

宮田さんは「認知症であっても本人が納得できるまで話すよう心がけた」と振り返り、市社協の大西美和さんは「本人に近い目線で必要なことを考えてくれたおかげで、在宅生活を支えられた」と話している。

以上読売新聞からの転載で構成しました。

健康講演会を開催しました

大盛況のうちに健康講演会を開催「誤嚥性肺炎の防止と訪問診療」

私たち成年後見のぞみ会は6月23日(日)、昨年に引き続き2回目となる健康講演会を、石神井公園区民交流センターで開催しました。当日は雲行きが怪しく心配しましたが、雨にならず関係者一同胸をなでおろしました。

高齢者に多い誤嚥性肺炎の防止をテーマに定員100名で募集したところ、はるかに上回る123名の方々にご来場いただき大盛況となりました。

講師は呼吸器内科の専門医高久多希朗先生。高久先生は茨城東病院呼吸器内科ほか各方面で活躍されている経験豊富な方ですが、そのお話は丁寧でわかりやすく、聴衆の皆さんはその都度うなずくなど良く理解されている様子でした。

講演内容のポイントは

- ・タバコは肺にとって百害あって一利なし、禁煙しましょう。
- ・誤嚥性肺炎は、主に口内の細菌が肺に入ることによって起こるので菌を肺に侵入させないこと。その為には、口の中を清潔に保つこと。栄養状態の改善に心掛けること。筋力の増強に努めること。飲んでいる薬を確認すること。などが大事です。

やさしい話しぶりながら中身の濃い講演で、終了後の質疑応答ではたくさんの質問が寄せられました。

- ・肺炎球菌の予防注射は必要か？
- ・誤嚥性肺炎の症状はどんなものか？
- ・認知症の妻が誤嚥したらどうすれば良いか？
- ・逆流性食道炎が心配だ
- ・パーキンソン病の妻の体調管理が難しい
- ・誤嚥性肺炎は感染するか？
- ・誤嚥した時の処置はどうすれば良いのか？ 等々です。

先生はこれらの質問に一つ一つ丁寧に答えられ皆様も納得されていました。

誤嚥性肺炎は高齢者に身近な病気であり、日頃から食生活を通じて気を付けて行くべきと再認識しました。

「誤嚥性肺炎には気を付けなければならないが過度に恐れる必要はない。楽しく食事をするのが何より大事」という先生の最後の言葉が胸にしみました。



消費生活展に出展

今年で49回目となる「消費生活展ねりま2019～知恵と工夫で暮らしに笑顔～」が6月15、16の両日、石神井公園区民交流センターで開催されました。初日、雨にたたられたものの約2,500名が詰めかけ盛況でした。成年後見のぞみ会は例年通りこの催しにブースを設け、パネルを展示して参加しました。

この消費生活展は、練馬区が区民消費者に役立つ情報を発信することを目的に毎年開催しているもので半年の準備期間をかけて実施します。内容としてはパネル展示のほか多岐にわたりますが、目玉の一つがクイズラリーです。各出展者が一問ずつ出すクイズに対し〇×式で答えます。全問答えてアンケートに記入すれば、好みの景品を手に入れられるしくみです。

私たちは今回「成年後見人は認知症の人の生活をよりよくするために頼りになる」とのクイズを用意しました（正解はもちろん〇）。クイズラリーの狙いは、クイズの解答を通してブース来場者とのコミュニケーションをとり、その団体の活動をよく理解してもらうことにあります。私たちの設問に×と答えた方も何人かいました。「トラブルを起こす後見人がいて認知症の人を不幸にするから」という理由です。問題の作り方をもう少し工夫する必要があったのかもしれませんが。

このクイズラリーは採用して30年以上になるとのことです。今回ブースに座ってみて、このしくみは出展者と来場者の接点として重要な役目を果たしていることがよくわかりました。



お知らせ

「成年後見セミナー」開催のお知らせ

高齢化の進展に伴い、成年後見制度を担う市民後見人の養成が急務です。のぞみ会では、現役世代や親族後見人等を目指す方々を対象にセミナーを休日に開催します。

日時	基礎編：8/24（土）9/1（日） 応用編：9/7（土）9/29（日）
会場	ココネリ（練馬区民・産業プラザ）
定員	20名（先着順）
参加費	基礎編・応用編 各 2,000円
申込み、問合せ	NPO法人のぞみ会代表 照山忠利 FAX 03-5387-5176 Email: tteru@ae.auone-net.jp